

○九州工業大学動物実験等に関する実施細則

平成22年 2月10日
九工大細則第 6 号

改 正 平成23年 4月26日九工大細則第14号
平成23年12月21日九工大細則第22号
平成31年 3月26日九工大細則第14号
令和 3年 3月 3日九工大細則第 1号
令和 5年 2月 9日九工大細則第 2号
令和 7年 7月10日九工大細則第 6号

九州工業大学動物実験等に関する実施細則

(趣旨)

第1条 この細則は、九州工業大学動物実験等に関する規程（平成18年九工大規程第41号。以下「規程」という。）第37条の規定に基づき、動物実験等の実施について必要な事項を定めるものとする。

(動物実験計画等の申請等)

第2条 規程第9条に定める実験計画書の提出は、動物実験計画書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 規程第10条第3項に定める実験計画の変更にあたっては、動物実験計画変更・追加承認申請書（別記様式第2号）により行うものとする。

(実験の終了又は中止の報告)

第3条 規程第11条に定める報告は、動物実験結果報告書（別記様式第3号）により行うものとする。

(飼養保管施設及び実験室の設置申請及び廃止の届出)

第4条 規程第14条に定める飼養保管施設を設置する場合には、飼養保管施設設置承認申請書（別記様式第4号）により行うものとする。

2 規程第16条に定める実験室を設置する場合には、実験室設置承認申請書（別記様式第5号）により行うものとする。

3 規程第19条に定める施設等の廃止を行う場合には、施設等廃止届（別記様式第6号）により行うものとする。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月26日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年12月21日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年2月9日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年7月10日から施行する。